## つくば市告示第 152 号

研究学園都市計画地区計画の決定について

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 19 条第 1 項の規定により、研究学園都市計画地区計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年2月21日

つくば市長 五 十 嵐 立



- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 研究学園都市計画地区計画
  - (2) 名称 吾妻第四地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域 つくば市吾妻二丁目の一部
- 3 縦覧場所
  - つくば市研究学園一丁目1番地1
  - つくば市役所都市計画部都市計画課

## 研究学園都市計画地区計画の決定 (つくば市決定)

都市計画吾妻第四地区地区計画を次のように決定する。

都市計画音妻第四地区地区計画を次のように決定する。 					
名 称 吾妻第四地区地区計画		吾妻第四地区地区計画			
位置		つくば市吾妻二丁目の一部			
面積		約6.4ha			
地区計画の目標		本地区は、筑波研究学園都市研究学園地区の中心部に位置した区域である。周辺地域一帯は、新住宅市街地開発事業及び土地区画整理事業により整備され、国家公務員宿舎を中心とする公的機関の住宅に加え商業施設、業務施設、文化施設等多様な都市機能が集積し、豊かな緑とゆとりある空間が確保された良好な都市環境が形成されている。このため、市のまちづくりの方針に基づき、駅に近接した地区特性をふまえ、筑波研究学園都市の研究成果や人材の集積をいかした交流の場や最先端技術の社会実装の場となるイノベーション拠点の形成など、市の玄関口にふさわしい都市機能のさらなる集積を図りつつ、これまでに培われた緑豊かなゆとりある都市環境を継承し、魅力ある市街地の形成を図ることを目標とする。			
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の 方針	1 イノベーション拠点地区 駅に近接した街区に、研究機関、スタートアップ企業、ベンチャー企業、その他業務施設などを誘導し、つくばならではの最先端の科学技術が交流するイノベーション拠点の形成を図る。 2 スマート街区地区 街並みに配慮した、地域住民の生活を支援する生活利便施設や中高層住宅を誘導し、最先端の技術を街区単位で実現できる社会実装の場となるような緑豊かな市街地の形成を図る。			
	地区施設の 整備方針	筑波研究学園都市建設により整備された道路、公園の適切な維持・保全 を図る。			
	建築物等の整備 方針	な景観形成を図るため、建築物等の用途の制限、壁面後退区域における 工作物の設置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、緑化率の最低限 度、かき又はさくの構造の制限を定める。			
	を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 緑空間のネットワークを形成するため、幹線道路沿いに緑地帯を設け、緑地帯内は、建築物・工作物の設置を制限し、樹木等により緑化するものとする。特に、都市計画道路 3・1・7号学園中央通り線沿いは中高木を主体とした植栽帯を設けるものとし、緑の連続性の確保を図る。また、歩行者専用道路沿いは豊かな緑空間をいかした街並みの形成に努める。 2 歩行者専用道路に面する宅地は、歩行者専用道路から宅地(又は建築物)に直接出入りできるよう配慮した造成や建築計画とする。特に、商業・業務系の土地利用にあたっては、店舗や施設が歩行者専用道路に額を向けた配置とするほか、オープンカフェなどのにぎわい創出に資する活用を図る。 3 敷地外周の壁面後退部分及びかき又はさくは緑化し、適切な維持管理に努める。 4 地区内に存する樹木の保全・活用に努める。電線類の地中化を図るとともに、駐車場や受水槽、空調設備などを道路及び歩行者専用道路に面して設ける場合は、植栽等により修景を図るよう努める。 6 建築物の外壁は、長大な壁面とならないよう分節化を図るとともに、壁面が単調に連続しないような形態及び配置とするよう努める。 7 良好な道路環境や交通安全を確保するため、歩道付きの道路沿いは、車両の出入口の設置を抑制する。 8 省エネルギー、CO2削減、ヒートアイランド対策等、環境に配慮した開発・建築に努める。			

Dr.		<i>(</i> )	名称	イノベーション拠点地区	スマート街区地区
地区		区区分	面積	約1. 2ha	約5. 2ha
地区整備計画		建築物等の 用途の制限		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) 畜舎(ただし、研究目的又は動物病院、 ペットショップの類を除く)	(1) 戸建住宅(都市計画道路3・1・7号学園中 央通り線の道路境界線から 30 mの区域に
	•	建築物の積の最低		$500\mathrm{m}^2$	$200\mathrm{m}^2$
	建築物等に関する事項	壁面の の制	, .	離は、次の各号に掲げる数値以上とする。  (1) 都市計画道路3・1・7号学園中央通り(2) 道路(都市計画道路3・1・7号学園中水道路である。ただし、道路(都市計画道り部分の境界線までの距離は0.5mとでの第7線までの距離は1.5mとの境界線までの距離は1.5mとである。  2 前項各号の規定については、これに満たなってがあいずれかに該当する場合は、この限りでは、この限りでは、1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m	とする。 い距離にある建築物又は建築物の部分が次の各 ごない。
		壁面後退 おけるエ 設置の	作物の	壁面の位置の制限が定められている区域のうち壁を除く。)を設置してはならない。ただし、防緑化に寄与するもの、市の施策に関連し設置する	
		建築物等 の制			45 m
		建築物のは意匠の		建築物の壁面による圧迫感や長大感を軽減するため、一の建築物は、その高さが 31 mを超える部分について、鉛直面に投影した水平方向の長さを70m以下とする。ただし、市の施策に関連し設置するものについてはこの限りではない。	
		緑化率最低的		緑化率の最低限度は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 15%とする。 (2) 計画図に示す緑地帯の区域には、緑化施設を設けることとする。ただし、必要最低限の通路又は市の施策に関連し設置するものについては、この限りでない。	
		かき又は 構造の		_	道路、公園に面するかき又はさくの構造は、次の各号のいずれかに掲げる構造とする。ただし、門柱又は市の施策に関連し設置するものについてはこの限りでない。 (1) 生垣で高さ1.2m以下のもの (2) 鉄さく、金網等の透視可能なフェンス(ただし、高さ0.6m以下の基礎の部分はこの限りでない。)で、これに沿って植栽を施し、高さ1.2m以下のもの
		適用の除		築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物まする事項に適合しない場合においては、当該の制限に関する事項は、適用しない。 2 地区整備計画の建築物等に関する事項に対て、適合しない部分を増加させない範囲で	現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建若しくはその敷地が地区整備計画の建築物等に関該建築物又はその敷地に対しては、当該建築物等 適合しない部分を有する建築物の敷地内におい 行う改築、増築、修繕又は模様替は制限しない。 いと認めて許可したものについては、適用を除外

「区域等は、計画図表示のとおり」

## 理由

緑豊かなゆとりある都市環境を継承し、市の玄関口にふさわしい都市機能のさらなる集積を図るため、本案のとおり地区計画の決定を行うものである。

## 研究学園都市計画 吾妻第四地区地区計画 計画図



